

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(神奈川県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 新築増築改築 階数が3以上のもの 又は当該部分の面積の床面積の合計が500㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条第5項の許可を受けた建築物 法第68条の20第1項の規定により認証に係る型式に適合するものとみなされる認証型式部材等である建築物 	指定なし
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 新築増築改築 法第6条第1項各号に掲げる建築物で、当該部分の延べ面積が50㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分 法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家その他これらに類する建築物 建築物に附属するもので、専ら機械室、電気室、自転車の停留又は駐車のための施設その他これらに類する建築物 	指定なし

川崎市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> 一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅 	階数が3以上又は床面積の合計が100㎡を超える	主要な構造形式が木造(丸太組み構造除く※)	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたもの 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物 	指定なし
		<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)その他これらに類するもの 	床面積の合計が300㎡以上	主要な構造形式が木造※ S造 RC造 SRC造	法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物 品確法第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 法7条の3第1項第一号の規定による工程を有する建築物	
		<ul style="list-style-type: none"> 公会堂、集会場 その他これらに類するもの 	床面積の合計が200㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る) 	床面積の合計が300㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、社会福祉施設 その他これらに類するもの 	床面積の合計が300㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> ホテル又は旅館 	床面積の合計が500㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅、寄宿舎又は下宿 	床面積の合計が1,000㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 学校又は体育館 	床面積の合計が2,000㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 	床面積の合計が500㎡以上			
		<ul style="list-style-type: none"> 店舗、飲食店、遊技場 その他これらに類するもの 	床面積の合計が200㎡以上			
※ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建物とみなす						
横須賀市	新築	<ul style="list-style-type: none"> 法第6条第1項各号に掲げる建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計50㎡超 			<ul style="list-style-type: none"> 法第7条の3第1項第一号に規定する共同住宅 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 法第26条第3号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物 法第44条第1項各号に該当する建築物 法第57条第1項に規定する高架の工作物内に設ける建築物 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物 法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 建築物に附属するもので、専ら機械室、電気室、倉庫、自転車の停留又は駐車のための施設その他これらに類する建築物 	指定なし

平塚市	新築	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令16条第1項の規定により定期報告を要する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物 法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(法第20条第1号の基準に適合するものに限り)をした建築物 法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定をした建築物 	H28.6.1～H33.5.31
		<ul style="list-style-type: none"> 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿又は兼用住宅の用途で階数が2以上若しくは延べ面積が50㎡を超える建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 木造でその主要な工法が在来軸組工法又は枠組壁工法以外の建築物 住宅瑕疵担保履行法第19条第1号又は第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物(住宅以外用途に供する部分があるものを除く) 品確法第5条第1項に基づき、建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物(住宅以外用途に供する部分があるものを除く) 	
鎌倉市	新築	<ul style="list-style-type: none"> 法12条第1項の政令で定める建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定に基づく確認済証の交付を受けた建築物 	H28.6.1～H33.9.30
		<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条第5項の規定による許可を受けた建築物 	
		<ol style="list-style-type: none"> 延べ面積が50㎡を超える新築の一戸建ての住宅、長屋又は住宅と他の用途を含む建築物 主要な構造に木造(丸太組工法以外の工法に限る)部分を含む建築物 		
藤沢市	新築 改築 増築	<ul style="list-style-type: none"> 1の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物 法26条3号の規定に適合する用途に供する建築物 専ら機械室、電気室その他これに類する付属建築物 	H11.10.1～H34.3.31
小田原市	新築 増築	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第16条第1項に規定する建築物(これらの建築物の新築又は増築に係る部分に限る。ただし、増築に係る部分が50㎡未満のものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 	指定なし
		<ul style="list-style-type: none"> 小田原市建築確認等取扱規則(昭和60年小田原市規則第4号)第12条第1項に規定する建築物及び集会場の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超える建築物(これらの建築物の新築又は増築に係る部分に限る。ただし、増築に係る部分が50㎡未満のものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等(建築物であるものに限る) 	
	新築	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が50㎡以上の新築の一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び兼用住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 附属建築物(居室の部分がない建築物に限る) 	

茅ヶ崎市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第16条第1項に規定する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第6条の4第1項第1号に規定する認定型式に適合する建築材料を用いる建築物 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 法第85条第5項の規定による許可を受けた建築物 品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物 附属建築物 	指定なし	
		<ul style="list-style-type: none"> 新築に係る建築物で階数が3以上のもの又は増築若しくは改築に係る建築物で当該増築若しくは改築に係る部分の階数が3以上のもの 			
	新築	<ul style="list-style-type: none"> 建築主が居住しない一戸建ての住宅 			
相模原市	新築 増築 改築	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第16条第1項で定める建築物 (法85条第5項に規定する許可を受けた仮設建築物に該当するときは適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> ※のみの適用除外 法第68条の11の規定による型式部材等の製造者が製造する当該型式部材等を有する建築物 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 独立行政法人住宅金融支援機構から建設に必要な資金の貸付けを受ける建築物で現場検査(中間期)を受けるもの 財団法人住宅保証機構が実施する住宅性能保証制度に係る現場検査を受ける建築物 住宅瑕疵担保履行法第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物 	指定なし	
		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市建築確認等取扱規則第5条第1項で指定する建築物 (法85条第5項に規定する許可を受けた仮設建築物に該当するときは適用除外) 			
		1 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)			100㎡超
		2 百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗			500㎡超
		3 鉄骨建て方工事(当該工事に複数の節が存在する場合にあつては、第1節目に係る部分に限る。)			300㎡超 (避難階(令13条第1号に規定するもの)以外の階に当該用途を供する部分に有するものに限る)
		4 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (入所者のための宿泊施設を備えるものに限る)			
		5 病院			
<ul style="list-style-type: none"> 住宅(一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)で住宅部分(人の居住の用に供する部分をいう)の延べ面積が50㎡を超える建築物※ 					
秦野市	新築 (棟毎)	<ul style="list-style-type: none"> 秦野市建築基準法施行細則第6条第1項に規定する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第85条に規定する仮設建築物 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造するその認証に係る建築物 法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(法第20条第1号及び省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。)をした建築物 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物のうち、階数が2以下又は延べ面積が200㎡以下の建築物 市が工事監理を行っている建築物 	指定なし	
		1 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び公会堂			100㎡超 (屋外観覧場は、1,000㎡超)
		2 百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗			500㎡超
		3 ホテル及び旅館			300㎡超
		4 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (入所者のための宿泊施設を備えるものに限る)			
		5 病院			
		<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第2条第1項第2号に規定する公共的施設(同施行規則別表第1に施設の用途面積が定められているものについては、同表の規定にかかわらず、用途面積が300㎡超) 一戸建ての分譲住宅 地階を除く階数が3以上の建築物 			

厚木市	新築	<ul style="list-style-type: none"> 一戸建ての住宅で延べ面積が50㎡を超える建築物 (建築主の居住の用に供するものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物 	H28.6.1～H31.5.31
		<ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が3以上の木造建築物(混構造建築物を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 	
		<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第16条第1項に規定する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 品確法第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 附属建築物 	
大和市	新築	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物 (法7条の3第1項第1号の規定を有する建築物及び※1に該当する建築物を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 法18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 	指定なし
		<ul style="list-style-type: none"> 3以上の階数を有する木造の建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物 法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(法20条第1項第一号及び規則1条の3第1項第一号イの規定による認定に限る)をした建築物 法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定をした建築物 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物 木造でその主要な構造が軸組工法又は枠組壁工法以外の建築物 	
		<ul style="list-style-type: none"> 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(法7条の3第1項1号の規定による工程を有する建築物除く)及び兼用住宅で延べ面積が50㎡超建築物 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅瑕疵担保履行法第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物 品確法第5条第1項に基づき、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全 域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋 (プレキャストコンクリート部材ならば接合部) の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部) を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(神奈川県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
神奈川県	木造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		建て方に関する工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事除く)並びに内装工事
	S造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		建て方に関する工程	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の外装工事(屋根ふき工事除く)及び内装工事
	RC造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		建て方に関する工程	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合はRC造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		建て方に関する工程	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事
	プレキャストRC造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		建て方に関する工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合はプレキャストRC造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版を取り付ける工事	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合はプレキャストRC造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事
	造上以外構造	基礎に関する工程	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 法7条の3第1項第1号に規定する工事の工程を含む建築物については、建て方に関する工程の欄の規定は適用しない。 主要な構造部とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの(最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終了した部分の構造)をいう。 		

横浜市	木造軸組	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程※1	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程※1
		建方工事に関する工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
	木造枠組	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程※1	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程※1
		建方工事に関する工程	小屋組工事の工程 壁を設置する工事の工程※2	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
	S造	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		建方工事に関する工程	鉄骨の軸組を溶接又はボルト等により接合する工事の工程※2	鉄骨の軸組の相互の溶接又はボルト等の接合を行った部分を覆う床、壁、天井又は耐火被覆を設ける工程※2
	SRC造等※3	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		建方工事に関する工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合には主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版の配筋工事の工程※2	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合には主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版のコンクリートを打設する工事の工程※2
	プレキャストRC造	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		建方工事に関する工程	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合には主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版を取り付ける工事の工程※2	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合には主要な構造の部分についてその最下階から数えた階数が2の床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事の工程※2
	※4	基礎工事に関する工程	基礎のコンクリートの打設工事の工程	基礎と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程
	※5	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
	※6	基礎工事に関する工程	認証建築物の基礎に相当する部分のコンクリートの打設工事の工程	認証建築物の基礎に相当する部分と土台、柱又は壁との接合部分を覆う工事の工程
造上以外構	基礎工事に関する工程	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程	
備考	<p>階数が1又は2であり、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物 または、木造とその他の構造の併用の場合は、階数が1であり、かつ、延べ面積が200㎡以下の建築物を除く。</p> <p>※1: 階数が1であり、かつ、延べ面積が200㎡以下の建築物(木造とその他の構造の併用含む)を除く。</p> <p>※2: 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は組積造の建築物</p> <p>※3: 認証建築物又は法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(省令第1条の3第1項の本文の規定による認定に限る)をした建築物</p> <p>※4: 法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定(令第36条第2項第3号及び第4項の規定による認定に限る)をした建築物</p> <p>※5: 認証建築物の部分の床面積の合計がその他の構造で区画された部分の床面積の合計(2以上のその他の構造で区画された部分がある場合にあつては、それぞれの床面積の合計のうち最大の床面積の合計)より大きい建築物</p> <p>(1) 土台、柱、はり及び筋かいを「木造の軸組」という。</p> <p>(2) 建築基準法施行令第80条の2第1号の規定に基づく構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準に規定する枠組壁工法(この表において「枠組壁工法」という。)</p> <p>(3) 基礎は杭基礎を除く。</p> <p>(4) 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に当該工事の工程を完了する範囲とする。</p> <p>(5) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物を「認証建築物」という</p> <p>(6) 柱、斜材及びびりを「鉄骨の軸組」という。</p> <p>(7) 鉄筋コンクリート造に壁式鉄筋コンクリート造を含む。</p> <p>(8) 鉄骨造は軽量形鋼構造及び鋼管構造を含む</p> <p>主たる用途が住宅(兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。)で、地階を専ら自動車車庫(延べ面積が50㎡未満で、かつ、地階の外周の見付面積(政令第46条第4項に規定するものをいう。)の4分の3以上が周囲の地盤と接しているものに限る。)の用途に供している建築物は、地階を有しない建築物とし、この表の規定を適用する。</p> <p>木造以外の建築物(木造とその他の構造含む)において、主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、最初に特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。</p> <p>3. 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む工事に係る建築物については、建方工事に関する工程の規定は、適用しない。</p>			

川崎市	木造	屋根工事の工程	木造の軸組を覆う壁の外装又は内装工事の工程 (桝組壁工法にあつては、耐力壁を覆う壁の外装又は内装工事の工程)
	S造	1階含む鉄骨建方工事の工程	構造耐力上主要な部分を覆う工事の工程
	RC造、SRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程(2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事の工程)
横須賀市	木造 (在来軸組又は桝組壁工法等)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事又は耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事
	S造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事。ただし、建築物の規模、敷地又は周囲の状況により段階的に工事を行う場合は、鉄骨造の部分において、初めて工事を施行する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
	RC造、SRC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
平塚市	木造(在来軸組工法、桝組壁工法)及び木造を含む混構造	屋根の小屋組工事並びに構造耐力上主要な軸組の工事及び耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う内外装の工事(屋根ふき工事を除く)
	S造	鉄骨造部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート部分において、初めて工事を施工する階の主要構造部である床版及びはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	鉄骨造部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事
	備考	特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとする。 附属建築物以外の建築物が2以上ある場合は特定工程に係る工事を施工する全ての建築物とし、1の建築物の工区を分けた場合は全ての工区の工事の工程に係るものとする。	
鎌倉市	木造※又は木造※と木造以外の併用構造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事又は耐力壁の工事	構造耐力上主要な木造の軸組又は木造の耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事
	S造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事
	備考	建築物の規模、敷地の状況又は工事を行う周辺の状況により段階的に工事を行う場合の特定工程は、当該工事着手後の特定工程に係る工事の段階に限る。 ※丸太組工法以外の工法に限る。	
藤沢市	木造(軸組工法又は桝組壁工法)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事(桝組壁工法にあつては、耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く)並びに内装工事
	S造	鉄骨建て方工事(当該工事に複数の節が存在する場合は、第1節目に係る部分に限る。)。ただし、建築物が一戸建ての住宅である場合は、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事及び内装工事
	RC造その他これらに類するもの(プレキャストRC造除く)	1の階を有する建築物にあつては屋根版の配筋工事、2以上の階を有する建築物にあつては鉄筋コンクリート造その他これらに類するものの部分において初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部(法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)である床版の配筋工事	特定工程の欄に掲げる工事において配筋を覆うコンクリート打込みの工事
	プレキャストRC造	1の階を有する建築物にあつては屋根版を取り付ける工事、2以上の階を有する建築物にあつてはプレキャストRC造の部分において初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部(法第2条第5号に規定する主要構造部をいう)である床版を取り付ける工事	特定工程の欄に掲げる工事において屋根版又は床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事
	SRC造	鉄骨建て方工事(当該工事に複数の節が存在する場合は、第1節目に係る部分に限る。)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリート打込みの工事
	上記以外の構造	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く)並びに内装工事
備考	建築物が2以上のときにあつては各建築物の工事の工程に係るもの、1の建築物に係る建築を工区を分けて行うときにあつては各工区について初めて施工する特定工程に係る工事を特定工程及び特定工程後の工程とする。→工区分けを行った場合でも、全工区対象		

小田原市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに 枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき 工事を除く)及び内装工事
	S造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工 事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合 は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工す る階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合 は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施 工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の鉄骨及び配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
茅ヶ崎市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに 枠組壁工法にあっては耐力壁の工事の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき 工事を除く。)及び内装工事の工程
	S造	階数が1の場合は屋根の工事の、階数が2以上の場合 は2階の床の取付工事の工程	柱、はり、斜材、床材等の相互の溶接又はボルト接合等 の部分 を覆う内装工事、外装工事及び耐火被覆を設ける工事 の工程
	RC造、 CB造	階数が1の場合は屋根の工事の、階数が2以上の場合 は2階の床の配筋工事の工程	階数が1の場合は構造耐力上主要な部分の配筋部分 を覆う コンクリートを打ち込む工事の、階数が2以上の場合 は2階の床の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事 の工程
	SRC造	階数が1の場合は屋根の工事の、階数が2以上の場合 は2階の床の取付工事の工程	階数が1の場合は構造耐力上主要な部分の鉄骨及び配筋 部分 を覆うコンクリートを打ち込む工事の、階数が2以上 の場合 は2階の構造耐力上主要な部分の鉄骨及び配筋部分 を覆う コンクリートを打ち込む工事の工程
備考	建築物が2以上ある場合にあっては各建築物の構造に応じ各建築物ごとに、1の建築物の工区を分ける場合にあっては当該建築物の構造に 応じ各工区ごとに、同様とする。		
秦野市	木造	建方工事(屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工 事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき 工事を除く)及び内装工事
	S造	基礎配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		鉄骨部 の部分 において、初めて工事を施工する階の建方工 事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事
	RC造	基礎配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
		階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合 は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工す る階の直上階の主要構造部である床版配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
SRC造	基礎配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	
	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合 は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工す る階の直上階の主要構造部である床版配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	
備考	1. 令第11条に規定する特定工程を含む建築物の場合は、鉄骨造においては「初めて工事を施工する階の建方工事」を「2階の床及 びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」に、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造においては「初めて工事を施工 する階の直上階の主要構造部である床版配筋工事」を「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」に読み替えて 適用する。 2. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造を併用している建築物にあっては、それぞれの構造部分に ついて適用する。 3. 工区を分けた場合は、それぞれの工区ごとに適用する。		
相模原市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに 枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき 工事を除く)及び内装工事
	S造	鉄骨造の部分において、2階の床及びこれを支持する構造耐 力上主要な軸組の工事。ただし、住宅にあっては、屋根の 小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、 外装工事(住宅にあっては、屋根ふき工事を除く)及び内装工 事
	RC造	地階を除く階数が1にあっては屋根版の配筋工事 地階を除く階数が2以上にあっては鉄筋コンクリート造の部 分において、2階の床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	鉄骨造の部分において、2階の床及びこれを支持する構造耐 力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工 事
備考	主要な構造は、1の構造の場合はその構造をいい、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が 最大のものをいう。 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合は すべての建築物を対象とし、1の建築物の工区を分けた場合はすべての工区を対象とする。		

厚木市	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに 枠組み壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根葺き 工事を除く)及び内装工事
	S造	鉄骨造の部分においては、初めて工事を施工する階の建方 工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工 事及び内装工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は 最下階から2つめの床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	SRC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は 最下階から2つめの床版の配筋工事	特定工程の鉄骨及び配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	備考	建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。	
大和市	木造	屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並び に枠組み壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき 工事を除く)及び内装工事
	S造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工 事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合 は第2層における主要構造部である床版の配筋工事	特定工程部分の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工 事特定工程後の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工 事
	備考	特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとする。 1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事に係るものとする。	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。